

環境法令マニュアル		作成：神環協法規調査分科会 2005/ 2		神環協-HM-01-Rev A	
法令名称	水質汚濁防止法			公布	1970/ 12/25
				改正	1996/ 6/ 5
略記略号	法：法律、令：法律施行令、則：法律施行規則、条例：神奈川県条例、規則：条例施行規則				
項目	概 要				備考
1. 法の目的	この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。				法 1
2. 適用を受ける工場又は事業場	<p>次のいずれかの工場・事業場</p> <p>1. 特定施設を設置し、公共用水域に水を排出する工場・事業場。言い換えれば、排水（特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共用水域に排出する水)のある工場・事業場。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>特定施設(令 1 別表第一)抜粋</p> <p>63 のホ： 排ガス洗浄施設 65： 酸及びアルカリによる表面処理施設</p> <p>66 ： 電気めっき施設</p> <p>66 の 4： 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設(総床面積が 360m²に限る。(厚生施設専用は届け出対象外)</p> <p>71 の 4： 産業廃棄物処理施設</p> </div> <p>2. 有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場(以下「有害物質使用特定事業場」という。)から有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を地下に浸透させる工場・事業場。言い換えれば、特定地下浸透水のある工場・事業場。</p> <p>3. 貯油施設等(重油その他の政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設（特定施設を除く。）で政令（施行令第 3 条の 4）で定めるもの）を設置する事業場から事故等により油を含む水を排出する工場・事業場。</p>				<p>法 2.2</p> <p>法 2.5</p> <p>法 2.2.1、</p> <p>令 2</p> <p>法 2.6</p> <p>法 2.7</p> <p>法 2.4、</p> <p>令 3-3</p> <p>令 3-4</p> <p>法 14-2</p>

【注意すべき点】

(1)水質汚濁防止法の適用範囲

特定施設を設置する工場・事業場は、原則としてすべて水質汚濁防止法の適用を受ける。

[解 説]

環境負荷の高い汚水を発生するおそれのある施設が特定施設として定められており、これを設置する事業場は特定事業場として水質汚濁防止法の適用を受けている。

ただし、雨水を含む特定事業場からの排水をすべて下水道終末処理場に接続する公共下水道に放流する場合は、特定施設の設置等の届出が免除されている。

また、雨水や冷却水のみを公共用水域へ放流する場合であっても、特定施設等からの汚水が事故等で漏洩して雨水排水系統等へ混入するおそれがあることから届出は免除されていない。

(2)特定施設の設置又は変更に伴うその他の届出

特定施設の設置又は変更をする場合は、下水道法並びに神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)に基づき次の許可、届出も併せて行う。

工場・事業場の排水処理施設で適正に処理した排水を公共下水道に接続する場合は、下水道法第 12 条の 4 に基づき特定施設の構造等の変更の届出を要する。

特定施設が条例に定める指定施設に該当する場合は、条例に基づき指定事業所の設置許可等を要する。以下、条例に定める指定事業所の許可、届出要求事項を表 1 に示す。

表 1. 条例で定める指定事業所の許可、届出要求事項

許可、届出の内容		許 可、届 出 の 内 容	根 拠 条 項
設 置 許 可 ・ 届 出	指定事業所の設置許可	(1)条例施行規則別表第 1 に示される施設で条例第 3 条に掲げる内容	条例 3 規則 4、5、6、7
		(2)環境配慮書の提出(一定規模以上の指定事業所に限る。)	条例 16、17 規則 21、22、23
	指定事業所の開始届出	事業を開始したその日から 15 日以内に届出	条例 7、規則 10
変 更 許 可 ・ 変 更 届 出	指定事業所の変更許可	(1)条例第 3 条第 22 項第 4 号、6 号～14 号までで公害防止上重要な変更をしようとするときは、事前に変更許可を受ける、	条例 8 規則 11、12、13
		(2)環境配慮書の提出(一定規模以上の指定事業所に限る。)	条例 16、17 規則 21、22、23
	指定事業所の変更の事前届出	条例第 3 条第 2 項第 4 号、6 号～14 号までで公害防止上比較的重要な変更をしようとするときは、その変更の日の 30 日前までに届出	条例 9 規則 14、15
	指定事業所の変更の事後届出	条例第 3 条第 2 項第 1 号～第 3 号の変更をしたときは、その日から 30 日以内に届出	条例 10 規則 16、17

項目	概要	備考
<p>3.適用を受ける工場又は事業場がしなければならないこと</p>	<p>1.特定施設の設置等の届出</p> <p>(1)工場・事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 工場又は事業場の名称及び所在地 特定施設の種類 特定施設の構造 特定施設の使用の方法 汚水等の処理の方法 排出水の汚染状態及び量(指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。) その他環境省令で定める事項</p> <p>(2)工場・事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出ることとなっているが、条例第 29 条で特定有害物質を使用等する作業に係る水その他の液体を地下浸透させる方法により排出することは禁止されているため、実際は届出を行うことはない。</p> <p>(3)特定施設の設置の届出をした者は、その届出に係る法第 5 条第 1 項第 4 号から第 8 号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(4)特定施設の設置又は変更の届出をした者は、届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置又は構造等の変更をしてはならない。</p> <p>(5)特定施設の設置の届出をした者は、その届出に係る法第 5 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内にその旨をと都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>法 5.1 則 3.1、3.3</p> <p>法 5.2 則 3.2、3.3</p> <p>法 7 則 3.3</p> <p>法 9</p> <p>法 10 則 7</p>

項目	概要	備考																													
<p>3 .適用を受け る工場又は事 業場がしなけ ればならない こと</p>	<p>2 排水基準の遵守</p> <p>(1) 排出水の排出の制限 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準(排水基準を定める総令第1条)⁽¹⁾に適合しない排出水を排出してはならない。</p> <p>(2) 総量規制基準の遵守義務 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>(3) 特定地下浸透水の浸透の制限 有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水⁽²⁾を浸透させる者を含む。)は、法第8条の環境省令で定める要件⁽³⁾に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。</p> <p>注(1) 有害物質による排出水の汚染状態(許容限度)(別表第1)</p> <table border="0" data-bbox="518 801 1209 1126"> <tr> <td>1 カドミウム及びその化合物</td> <td>カドミウム</td> <td>0.1 mg/l</td> </tr> <tr> <td>2 シアン化合物</td> <td>シアン</td> <td>1 mg/l</td> </tr> <tr> <td>3 有機燐化合物</td> <td></td> <td>1 mg/l</td> </tr> <tr> <td>4 鉛及びその化合物</td> <td>鉛</td> <td>0.1 mg/l</td> </tr> <tr> <td>10 トリクロロエチレン</td> <td></td> <td>0.3 mg/l</td> </tr> <tr> <td>11 テトラクロロエチレン</td> <td></td> <td>0.1 mg/l</td> </tr> <tr> <td>24 セレン及びその化合物</td> <td>セレン</td> <td>0.1 mg/l</td> </tr> </table> <p>生活環境項目による排出水の汚染状態(許容限度)(別表第2)</p> <table border="0" data-bbox="518 1182 1299 1361"> <tr> <td>1 水素イオン濃度</td> <td>pH 5.8 以上 8.6 以下</td> </tr> <tr> <td>2 生物化学的酸素要求量</td> <td>160 mg/l (日間平均 120 mg/l)</td> </tr> <tr> <td>3 化学的酸素要求量</td> <td>160 mg/l (日間平均 120 mg/l)</td> </tr> <tr> <td>15 燐含有量</td> <td>16 mg/l (日間平均 8 mg/l)</td> </tr> </table> <p>注(2) 有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む)を含むもの。 注(3) 有害物質の種類ごとに環境庁長官が定める方法(排水基準を定める総令第2条)により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されること。</p>	1 カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.1 mg/l	2 シアン化合物	シアン	1 mg/l	3 有機燐化合物		1 mg/l	4 鉛及びその化合物	鉛	0.1 mg/l	10 トリクロロエチレン		0.3 mg/l	11 テトラクロロエチレン		0.1 mg/l	24 セレン及びその化合物	セレン	0.1 mg/l	1 水素イオン濃度	pH 5.8 以上 8.6 以下	2 生物化学的酸素要求量	160 mg/l (日間平均 120 mg/l)	3 化学的酸素要求量	160 mg/l (日間平均 120 mg/l)	15 燐含有量	16 mg/l (日間平均 8 mg/l)	<p>法 12.1 法 3.1、3.2</p> <p>法 12-2</p> <p>法 12-3 法 8 則 6-2</p>
1 カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.1 mg/l																													
2 シアン化合物	シアン	1 mg/l																													
3 有機燐化合物		1 mg/l																													
4 鉛及びその化合物	鉛	0.1 mg/l																													
10 トリクロロエチレン		0.3 mg/l																													
11 テトラクロロエチレン		0.1 mg/l																													
24 セレン及びその化合物	セレン	0.1 mg/l																													
1 水素イオン濃度	pH 5.8 以上 8.6 以下																														
2 生物化学的酸素要求量	160 mg/l (日間平均 120 mg/l)																														
3 化学的酸素要求量	160 mg/l (日間平均 120 mg/l)																														
15 燐含有量	16 mg/l (日間平均 8 mg/l)																														

項目	概要	備考
<p>3.適用を受ける工場又は事業場がしなければならないこと</p>	<p>3. 排出水の汚染状態の測定等 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。 測定の結果は、水質測定記録表（様式第8）により記録し、3年間保存すること。</p> <p>4. 事故時の措置 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>5. 公害防止管理者等の選任 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、同法施行令で定める条件にあてはまる工場・事業場は、公害防止管理者等を選任しなければならない。</p>	<p>法 14 則 9</p> <p>法 14-2</p>
<p>4. その他</p>	<p>2. 罰則</p> <p>(1)法第8条（計画変更命令等）、第13条第1項（改善命令等）、第13条の2第1項(改善命令等)、第14条の3第1項若しくは第2項地下水の水質の浄化に係る措置命令等）の規定に違反した者 <u>1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</u></p> <p>(2)第12条第1項(排出水の排出の制限)、第14条の2第3項(事故時の措置命令)、第18条（緊急時の措置命令）の規定に違反した者 <u>6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金</u></p> <p>過失により第12条第1項（排出水の排出の制限）の規定に違反した者 <u>3ヵ月以下の禁錮又は30万円以下の罰金</u></p> <p>(3)第5条（特定施設の設置の届出）、第7条（特定施設の構造等の変更の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 <u>3ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金</u></p> <p>(4)第6条（特定施設の使用の届出）の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者、第9条第1項（実施の制限）の規定に違反した者、第22条第1項（報告及び検査）の報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 <u>20万円以下の罰金</u></p> <p>(5)第10条（氏名の変更等の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 <u>10万円以下の過料</u></p>	<p>法 30</p> <p>法 31.1</p> <p>法 31.2</p> <p>法 32</p> <p>法 33</p> <p>法 35</p>

【Q & A】

(1)貯油施設 出典:水質汚濁防止法の一部を改正する法律 質疑応答集(環境庁水質保全局水質管理課)

S/N	区 分	質 問	回 答
1	油の適用範囲について	政令で規定された7種類の油は、どのようなものが該当するか。JIS等による定義づけはしないのか。	政令で規定している原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油とは、一般用語としての原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油でありJIS等の定義付けはない。なお、ここで揮発油とは、原油を分留する際、LPGと灯油分の中間に分留される留分から得られるガソリン(工業用ガソリンを含む)、ジェット燃料油(航空タービン燃料油)、ナフサを言い、これらを更に分解、合成して得られる単一化合物である炭化水素油(例えばトルエン)は、これに該当しないので留意を要す。また、潤滑油とは、潤滑の用に供する油の総称であり切削油もこれに該当する。また、政令で規定される7種類の油の混合油や添加物を添加したもの、廃油など不純物が混入したものもそれぞれ当該政令で定める油に該当する。
2	油を含む水の範囲	「油を含む水」とは、どの程度の油を含有するものをいうのか。また、油そのものも「油を含む水」に該当するのか。	油を少量でも含んでいれば「油を含む水」に該当する。また、事故時の措置の規定は、事故により油の原液が直接公共用水域等に流出する場合をも当然想定したものであり、「油を含む水」には、油そのものも該当する。
3	貯油施設の範囲	「貯油施設」にはどのようなものが該当するか。設備に組み込まれた潤滑油等のタンクも該当するのか。また、「貯油施設」には、ドラム缶等の貯蔵室やタンクローリーの駐車場等「油」を貯蔵または常置する場所を含むものとして解してよいか。	「貯油施設」には、ボイラー用の重油タンク、暖房用タンク等が該当する。また、機械の一部に潤滑油等の小型タンクが組み込まれたものについては、一般的には「施設」に該当しないと考えられ、基本的には貯油施設等には該当しないものと考ええる。なお、ドラム缶の保管場所、タンクローリーの駐車場等は、「貯油施設」に該当しないものと考えている。
4	油水分離施設	特定事業場に該当しない小規模飲食店、例えばラーメン店に設置されたグリーンストラップは、「油水分離施設」に該当するのか。	「油水分離施設」は、油を分離することを主目的とする施設(設備)の総称であり、油水分離槽(簡易なものを含む)、オイルトラップ、グリーストラップと称されるもの等が該当する。(型式を問うものではない)

5	規模要件	貯油施設等にかかる規模要件はないのか	事故時には、貯油施設等が小規模のものであっても油の原液が公共用水域へ直接流出するなどして甚大な生活環境被害が生じる恐れがあり、また実際にそのような実態が生じていることから貯油施設等については、規模要件は設定していない。
6	貯油事業場の範囲	「貯油事業場」には、どのような事業場が該当するのか具体的に示されたい。何らかの事業を営むものは全て貯油事業場に該当するのか。	「貯油事業場」とは、「貯油施設等」を設置する工場又は事業場であることから事業場に該当しない家庭や田畑(一部を除く)は貯油施設等を設置していても貯油事業場には該当しないが何らかの事業を営む事業場において貯油施設等を設置しているもの(特定事業場を除く)は、全て貯油事業場に該当する。なお、マンションのような集合住宅においては、各家庭は事業場に該当しないことはもちろんであるが賃貸業者又は管理組合により管理されている部分(管理棟、広場、駐車場、浄化槽などの土地、建物)は、賃貸業又は住宅管理業を営む「事業場」とみなされる。従って賃貸業又は住宅管理業用に貯油施設等を設置している場合は、当該管理部分について貯油事業場とみなして差し支えない。

神奈川県行政担当課のレビューを受けています。

[制定・改正経過]

制定 平成 17 年 2 月 18 日